

神奈川県議会議員・神奈川県知事選挙 4月7日(日) 投票時間7時～20時

これからの県政を決める大切な選挙です。みなさんの貴重な一票を投票しましょう。

【選挙管理委員会】

投票の種類

県議 定数3人 任期4年

県知事 定数1人 任期4年

候補者の氏名を一人だけ投票用紙に書いてください

投票できる方

①年齢要件 満18歳以上の方(2001年4月8日以前に生まれた方)

②住所要件 2018年12月28日以前から引き続き茅ヶ崎市に住民登録のある方

県外から転入	2018年12月28日までに転入届出	茅ヶ崎市で投票できます
	2018年12月29日以降に転入届出	投票できません
県内の他市町村から転入	2018年12月28日までに転入届出	茅ヶ崎市で投票できます
	2018年12月29日以降に転入届出	投票できません (前住所地で投票できる場合あり)
県内の他市町村へ転出	2018年12月29日以降に新しい住所地の市区町村に転入届出	茅ヶ崎市で投票できます (投票所で引き続き県内に住所を有することの確認ができた場合のみ)
市内で転居	2019年3月6日までに転居届出	転居後の住所地の投票所で投票できます
	2019年3月7日以降に転居届出	転居前の住所地の投票所で投票できます

※ 県外への転出者は、転出後は投票できません

投票所入場整理券 3月19日(火)～順次発送

入場整理券がなくても、選挙人名簿への登録が確認できれば投票できます

選挙公報 4月1日(月)～5日(金)に各戸配布

市役所、各出張所、各公民館、各コミュニティセンター、図書館などの公共施設にも置いてあります。また市庁でも確認できます。

4月21日(日)に行われる茅ヶ崎市議会議員選挙は広報ちがさき4月1日号でお知らせします

期日前投票

投票日当日に仕事、レジャー、天災、出産などの理由で投票所に行くことができない方は、4か所の期日前投票所をご利用ください

○市役所分庁舎5階特別会議室

県知事 3月22日(金)～4月6日(土)の8時30分～20時

県議 3月30日(土)～4月6日(土)の8時30分～20時

○小和田公民館講義室 ○香川公民館講義室

○ハマミーナまなびプラザ2階会議室

県議 県知事 3月30日(土)～4月6日(土)の9時～20時

※ 車でのご来館はご遠慮ください

不在者投票

県知事 3月22日(金)～4月6日(土)

県議 3月30日(土)～4月6日(土)

○病院・老人ホームなどの指定施設に入院・入所している方は、その施設内で投票できます。手続きについては、各施設の担当者に申し出てください。

○選挙期間中に他の市区町村に滞在している方は、あらかじめ請求した投票用紙などを持参し、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票できます。なお、手続きは郵便でのやり取りとなりますので、お早めにお申し込みください。

○身体障害者手帳・戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちの方は、障害の程度や介護区分により郵便などで投票できます。



あなたの思い この一票がこれからの決める(市長賞) 選挙啓発標語(第27回茅ヶ崎市明るい選挙啓発標語コンクール作品)

広報紙、市HPの有料広告を募集

空き状況や申し込み方法などの詳細は市庁またはお問い合わせください。

【秘書広報課広報担当】



〈広報ちがさき〉

発行部数 約9万部 月2回発行 1枠5万円 (縦5.4cm×横12cm)

〈市ホームページ(スマートフォン対応)〉

月アクセス数 約7万4000件(トップページ)
トップページ下部バナー広告欄の他、右上バナー広告欄にランダムに表示
1枠2万円(画像は縦70ピクセル×横140ピクセル、GIF形式で4キロバイト以内)



主な施設の 4月の休館日

公民館、青少年会館、地域集会施設、文化資料館	1日・8日・15日・22日
うみかぜテラス	9日
図書館本館、図書館香川分館	1日・8日・15日・18日・22日
市民文化会館	22日
美術館	1～5日・8日・15日・22日
ちがさき市民活動サポートセンター	17日
男女共同参画推進センターいこりあ	7日・14日・21日・28日
勤労市民会館	22日
開高健記念館、茅ヶ崎ゆかりの人物館	1～12日・15～18日・22～25日
スポーツ施設	8日

相談窓口一覧

相談名	日時・場所
市民相談	月～金 8時30分～17時
市民安全相談/交通事故相談/防犯相談	月～木 9時～17時
行政相談	第2・4水 13時～15時
建築紛争相談	原則第3水 11時～17時
法律相談(同じ内容は1人1回のみ)	火・木 10時～15時30分
人権相談	第2金、第4火 13時～16時
税務相談	第1・3水、第4木 13時～16時
公証相談(遺言、大切な契約など)	第2月 13時～16時
不動産相談	第1・3金 13時～16時
多重債務法律相談	第1月、第4金 13時15分～16時15分
分譲マンション管理相談	第2金 13時～16時
司法書士相談(不動産、商業登記など)	第2火 13時～16時
暮らしと事業の相談(相続手続きなど)	第2金 13時～16時 寒川町役場町民相談室 ☎(74) 1111
多重債務相談	第4月 13時～16時
多重債務相談	月～金 8時30分～17時
犯罪被害者等支援相談	職員 月～金 8時30分～17時
ピア神奈川	第1・3水 10時～16時
消費生活相談	月～金 9時30分～16時(消費生活センター)
	月・木 10時～16時(受付は15時まで) 寒川町役場消費生活相談室 ☎(74) 1111
消費生活法律相談	第2金 13時～16時(消費生活センター)
家計あんしん相談	第1・3木 11時～11時50分、13時15分～16時5分(消費生活センター)
発明相談	第3金 13時～16時 産業振興課商工業振興担当
生活自立相談	月～金 8時30分～17時 生活自立相談窓口(市役所分庁舎2階)
がん相談	月～金 8時30分～17時 市立病院がん相談支援センター ☎(52) 1111

相談日の前日17時(法律相談、多重債務法律相談は相談日の前日15時)までに予約がない場合は相談は開設しません

市民相談課



広報ちがさき 2019(平成31)年3月15日号 No.1114

●発行/茅ヶ崎市 ●編集/企画部秘書広報課 ●発行日/毎月1日・15日

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 ☎0467(82)1111 ☎0467(87)8118

人口 ▶ 242,069人 (前月比10人減)

世帯数 ▶ 102,033世帯 (前月比2世帯減)

(2019年(平成31年)2月1日現在)



茅ヶ崎市



この用紙は古紙を含んでいます